

処理事例 20 意見を表明したもの

意見表明先	市長
<p>苦情申立ての趣旨</p>	<p>自宅の近所が野良猫の格好の繁殖の場となっており、増え続けた野良猫が自宅の敷地に入ってきてはふんをするので、毎日その始末に追われて大変困っています。</p> <p>市に対策をお願いしたところ、野良猫は法律による捕獲が認められていないので、駆除することはできないとの返事でしたが、だからといって対策を講じなければ、野良猫は増え続ける一方ですし、何の義務もない者が、日々、野良猫のふんの始末をしなければならぬというのは理不尽です。</p> <p>飼い主がいなくなった野良猫を管理できるのは行政しかありませんので、野良猫の繁殖を抑え、ふん害を防止する対策を講じてほしい。</p>
<p>意見表明の内容</p>	<p>オンブズマンは、この申立て以外にも、公園の砂場へのふん尿やごみ荒しなど、野良猫による被害が市内の各所から市に寄せられていることから、市内の広範囲にわたって点在している問題として取り扱わなければならないと考えました。</p> <p>市には現在のところ、この苦情を所管する部署がないということなので、動物に関係する事務を所管する3つの部署から実情を聴きました。</p> <p>そして、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」で、生活環境や農林水産業に被害を及ぼすために捕獲が認められている鳥獣に野良猫は指定されていないこと、また、犬は「狂犬病予防法」により、飼い主に登録と予防注射が義務付けられるとともに、それらを受けていない犬の捕獲が認められています。猫にはそうした法令等が存在せず、捕獲という手段をとるための法的根拠がないことを確認しました。</p> <p>また、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護法」という。）では、基本原則として第2条に「何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにする」ことが定められていますが、その中でも猫は、第44条第4項第1号で「愛護動物」と位置付けられており、同条第1項から第3項にかけては、愛護動物を殺したり、傷つけたり、虐待、遺棄した者には罰金などの罰則が規定され、猫が特に愛護されるべき動物として守られていることがわかります。</p> <p>一方、動物愛護法では、第6条第1項に「県は、基本指針に即して、県の区域内における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定めなければならない。」こと、第35条第1項及び同条第2項に「県が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合には、これを引き取らなければならない。」こと、同条第6項に「国は、県に対し、予算の範囲内において犬又はねこの引取りに関し、費用の一部を補助することができる。」ことが規定されています。</p> <p>また、兵庫県が制定した「動物の愛護及び管理に関する条例」（以下「動物愛護条例」という。）第3条では、県の責務を「動物の愛護及び管理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、並びにこれを実施する」ことと定め、兵庫県が平成20年3月に策定した「動物愛護管理推進計画」でも、野良猫の問題を取り上げていることから、野良猫の対策は、本来は兵庫県が主導で取り組</p>

むべき事務であることが確認できました。

しかし、「動物愛護管理推進計画」で、各地域での動物愛護管理事業を推進していくために兵庫県動物愛護センター及び支部ごとに設置することとしている「地域別動物愛護管理推進会議（仮称）」は、現時点においても設けられておらず、兵庫県の取り組みがはかどっていないように見受けられます。

野良猫はねずみ算式に繁殖すると言われる動物で、行政の取り組みが進まない間にもその数が増え続け、それに伴い野良猫による住民への被害も増大していくことを考えれば、何らかの手を打たなければならず、先延ばしにすればするほど大きな問題に発展することは目に見えています。

また、動物愛護条例第4条では、市町の責務として「市町は、その地域の社会的状況に応じた動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、並びにこれを実施する」ことが定められています。

そうしたことからオンブズマンは、野良猫対策全般について兵庫県が取り組まなければならないのではなく、市内の状況に応じた対策は、市が考えて取り組まなければならない立場にあり、市民の意見を兵庫県に伝え、兵庫県による取り組みを促進することは、住民にとって最も身近な行政である市が果たすべき役割であると考えます。

次にオンブズマンは、他の自治体による具体的な対策を調べたところ、野良猫の不妊手術に要する費用の一部を自治体が助成し、地域住民がその後の世話をする地域猫の取り組みが多く自治体で試みられているようですが、野良猫と飼い猫の区別や地域住民の理解と協力など様々な課題があって簡単に取り組める対策ではないと考えます。他には野良猫を含む飼い主のいない動物への餌やりを罰金付きで禁止する条例を制定する自治体もあるようですが、どの自治体においても野良猫による住民への被害と動物愛護法との狭間で暗中模索しながら対策に取り組んでいるように思われることから、オンブズマンとしては、まずは、野良猫の問題を抱える地域住民との話し合いから入り、市民と市が協働してその地域の状況にあった施策やルールをつくって実施することが肝要であり、市が一方向的に推し進めたり、市内をひとまとめで考えないよう注意して取り組まなければならない問題であると考えます。

明石市では「安全・安心のまちづくり」を掲げています。

「安心のまち」とは、市民が不愉快な思いをすることなく日常生活を普通に送ることができるまちであり、野良猫の対策こそ、「安心のまちづくり」を推進する明石市にとって見過ごしてはならない重要な課題であると考えます。

以上のことから、野良猫の問題を取り扱う部署を設置して今からでも決して早すぎることはない野良猫対策の第一歩を踏み出すことを意見表明します。

苦情申立ての受付年月日	平成20年（2008年）7月17日	要した日数
オンブズマン面談年月日	平成20年（2008年）7月17日	0日間
意見表明年月日	平成20年（2008年）12月18日	154日間